

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正について
藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を次のように改正する。

2012年（平成24年）12月27日提出

藤沢市教育委員会

教育長 佐々木 柿 己

1 改正する規則

別紙のとおり

2 施行期日

平成25年2月1日

提案理由

この規則を提出したのは、使用許可の申請手続から郵便によることを削除し、利用者の利便性向上に資するため、藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部改正をするもの。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

藤沢市教育委員会

委員長 赤 見 恵 司

藤沢市教育委員会規則第 号

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則の一部を改正する規則

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則（平成9年藤沢市教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項を削り，同条第3項中「及び前項」を削り，同項を同条第2項とする。

第7条第2項並びに第9条第1項及び第2項中「又は第2項」を削る。

第21条第1項第1号中「若しくは同条第2項」を削る。

附 則

この規則は，平成25年2月1日から施行する。

藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則(平成9年教育委員会規則第9号)新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月25日 教委規則第9号</p> <p>（使用許可の申請手続等）</p> <p>第6条 省略</p> <p><u>2 削除</u></p> <p><u>2 第1項第1号の規定する方法により申請することができる施設の使用許可区分(施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。以下同じ。)の数は、1月につき6(使用しようとする月において藤沢市教育委員会に対する事務の委任に関する規則(昭和59年藤沢市規則第21号)第2条第2項の規定に基づき教育委員会の使用の許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分(以下「使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分」という。)があるときは、当該使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分の数を6から減じた数)以内とする。</u></p>	<p>○藤沢市秩父宮記念体育館条例施行規則</p> <p style="text-align: right;">平成9年3月25日 教委規則第9号</p> <p>（使用許可の申請手続等）</p> <p>第6条 省略</p> <p><u>2 前項第1号に係る申請は、郵便にすることができる。この場合における同号の提出期限の認定は、当該郵便物に押印された通信日附印により行うものとする。</u></p> <p><u>3 第1項第1号及び前項の規定する方法により申請することができる施設の使用許可区分(施設の供用時間を利用する時間並びに利用に伴う準備及び後片付けに要する時間を含め2時間ごとに区分した使用許可の単位をいう。以下同じ。)の数は、1月につき6(使用しようとする月において藤沢市教育委員会に対する事務の委任に関する規則(昭和59年藤沢市規則第21号)第2条第2項の規定に基づき教育委員会の使用の許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分(以下「使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分」という。)があるときは、当該使用許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分の数を6から減じた数)以内とする。</u></p>

第7条 省略

2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の前月の15日から同月の末日までに、施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設等使用団体登録証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。この場合において、申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき6(前条第1項第1号の規定により提出した施設等使用許可申請書により施設の使用許可区分について第9条の規定による使用の許可を受けているもの又は許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分があるときは、それらの許可を受けた施設の使用許可区分の数を6から減じた数)以内とする。

(使用の許可)

第9条 指定管理者は、第6条第1項第1号の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が1のみであるときは、当該登録団体等に対して使用を許可するものとする。

2 指定管理者は、第6条第1項第1号の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が2以上であるときは、抽選により、当該使用許可区分の使用を許可する登録団体等を決定するものとする。

3 省略

4 省略

第7条 省略

2 前項の規定により申請をしようとする登録団体等は、施設等を使用しようとする日の属する月の前月の15日から同月の末日までに、施設等使用許可申請書に登録証、市民利用団体登録証又は有料公園施設等使用団体登録証を添えて、指定管理者に提出しなければならない。この場合において、申請することができる施設の使用許可区分の数は、1月につき6(前条第1項第1号又は第2項の規定により提出した施設等使用許可申請書により施設の使用許可区分について第9条の規定による使用の許可を受けているもの又は許可を受けた秋葉台文化体育館の使用許可区分があるときは、それらの許可を受けた施設の使用許可区分の数を6から減じた数)以内とする。

(使用の許可)

第9条 指定管理者は、第6条第1項第1号又は第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が1のみであるときは、当該登録団体等に対して使用を許可するものとする。

2 指定管理者は、第6条第1項第1号又は第2項の規定により施設等使用許可申請書が提出された場合において、施設の使用許可区分について使用の申請をした登録団体等が2以上であるときは、抽選により、当該使用許可区分の使用を許可する登録団体等を決定するものとする。

3 省略

4 省略

5 省略

6 省略

(供用時間外の時間に係る使用許可の申請手続)

第21条 省略

(1) 使用者以外のもの施設等を使用しようとするもの 第6条第1項第1号、第7条第2項又は第8条第2項の規定により、施設等使用許可申請書を指定管理者に提出する時

(2) 省略

2 省略

附 則(平成24年教委規則第 号)

1 この規則は、平成25年2月1日から施行する。

5 省略

6 省略

(供用時間外の時間に係る使用許可の申請手続)

第21条 省略

(1) 使用者以外のもの施設等を使用しようとするもの 第6条第1項第1号若しくは同条第2項、第7条第2項又は第8条第2項の規定により、施設等使用許可申請書を指定管理者に提出する時

(2) 省略

2 省略